

FAQ よくある質問をまとめました。【クラブ責任者用】 Ver. 20190824

6月2日のSAO事務担当者会議にて配布しましたFAQと併せて確認願います。

■会員登録方法について

クラブの事務担当者においてクラブ会員の情報登録をしていますが、アドレスを入力する必要がありますが、個人のアドレスが不明な場合はどうすればよいですか。

とりあえずはクラブ事務局等のアドレスを入力しておくことも方法です。

クラブ事務局で代理入力により会員情報を登録完了し、ログアウトすると全て初期画面に戻ってしまいますが、全会員を全てこの方法で一人ずつ登録しなければなりませんか

代理登録モードの紫の帯の左端の×をクリックすることで代理ログインを解除することができます。

代理入力により会員のメールアドレスを登録した場合、会費の請求はそのメールアドレスに通知されますか。また、クラブ員の請求情報の確認方法は？

登録したメールアドレスに通知されます。代理入力により同じアドレスを入力した場合は、登録した会員分のメールが届きますのでご確認ください。また、クラブ員の請求情報は決済管理から確認することもできます。

事務担当者会議で配布されたマニュアルと画面が異なっていますが。

マニュアルは随時更新されています。最新のマニュアルを県連ホームページに掲載していますので参考にしてください。

代理登録後、クラブ事務局で承認をしましたが決済管理に情報が表示されません。

クラブ事務局の承認後は、県スキー連盟、全日本スキー連盟の承認後に決済情報が表示されます。請求情報が全日本からメールで送られた後にご確認ください。

登録会費の支払いはいつの時点で行えばよいですか。

全日本から請求情報が送られた後に代理決済にてクラブ員の請求額をとりまとめて支払い

願います。県連あての送金についても送金明細表（s o u m u 1）を作成し、同時期にお願いいたします。

「承認管理」を押しても「検索結果がありません」と表示されます。

クラブ会員の会員登録の申請がされていません。まずは、「会員管理」から代理ログインをして本年度登録するクラブ会員の代理申請を行ってください。その後、クラブ責任者として承認をしていただくこととなります。

他クラブからの移籍者があるのですが、会員管理システムにどのように登録すればよいですか。

移籍される方がシステムの「会員管理」画面で移籍先のスキー連盟、所属クラブを設定して登録することで、移籍先クラブの「承認管理」に表示されますので、移籍先クラブの責任者が承認することで移籍申請が完了します。

クラブ会員が高体連など他クラブへ移籍する場合は、事務局はどのように登録処理をすればよいですか。

「会員管理」から移籍する会員の代理申請を行う際に、スキー連盟、所属クラブの設定を移籍先団体に設定して登録します。「承認管理」画面には表示されません。また現所属クラブの責任者がクラブ会員の移籍について承認することはありません。なお、その際本人又は事務局から移籍先のクラブに移籍者がある旨を連絡しておくことをお勧めします。

会員管理の新規会員登録画面において、登録ボタンを押すとパスワードが消えて登録ができません。

この場合、入力項目に不備があります。不備のある入力項目にはコメントが表示されますので、「個人情報」タブ、「会員情報」タブを開き、入力項目を確認してください。

会員登録を完了しましたが、承認されません。（承認された旨のメールの返信がありません）

登録完了後は速やかに県連あて、送金明細表（s o u m u 1）を作成してメール添付でお送りください。その際、送金明細表に集計された県連に納める会費等の銀行振込明細表を添付してください。県連では送金明細表の送付があったものから処理をしておりますのでご協

力をお願いします。(SAO 登録登録等事務手続き 5 ページ参照)

会員登録を代理申請で完了しクラブ責任者の承認をしましたが、その後本人の意向で登録しないこととなりました。申請を取り消すにはどうしたらよいでしょうか。

その旨を県連あて連絡ください。県連での承認を中止します。すでに県連で承認されている場合はご了承ください。

競技者登録でSAJ 宣誓書及びFIS 宣誓書の提出はどのようにすればよいですか。

昨年度競技者登録をされている方で競技者登録を継続される方の宣誓書の提出は不要となります。(SAJ、FIS 共) システムへの宣誓書のアップロードも不要です。競技者登録をされる方が 20 歳以上の場合はシステム上で宣誓書の同意を行ってください。その際、事務局が代理申請で宣誓書の同意をすることになります。(SAJ 了解済み) 新規に競技者登録をされる方及び(そのシーズンの1月1日現在で)20歳未満の方は宣誓書(県連HP登録事務の手引きからダウンロード)に記名押印してPDFにデータ化してアップロードをしてください。

★FIS 宣誓書記載時の注意点★

- ①競技者申込書のヘボン式ローマ字と同じ氏名を記入する。
- ②生年月日(DOB)を記入する欄に宣誓年月日を書き込まれる場合があります。また宣誓年月日の記入欄(Date)に生年月日を記入するケース元号の記入や西暦を間違える場合がありますのでご注意ください。
- ③宣誓した場所(Location)の記入漏れがあります。宣誓した場所をアルファベットで記入してください。また、「Japan」と記載も見受けられますが、日本国内の特定の場所になりますので正確に記入してください。
- ④保護者欄(parent/Guardian)、続柄(Relationship)は選手から見た続柄になります。

未成年ドーピング同意書の提出はどのようにすればよいですか。

一度提出されている方の18歳を過ぎるまでの再度の提出は不要です。また、新たに競技者登録をされる方で(そのシーズンの1月1日時点で)18歳未満の方は同意書(県連HP登録事務の手引きからダウンロード)に必要事項を記入して、PDFにデータ化してアップロードをしてください。(事務局が代理ログインで行います)

★ドーピング同意書記載時の注意点★

- ①親権者と競技者の記入欄を間違えないようにしてください。
- ②同意日付の記入漏れにもご注意ください。

指導員の資格やパトロールの資格の欄が「失効」と表示されています。登録を継続するにはどうしたらいいですか。

昨年度の資格保有の状況を確認しますので、県連あて連絡をお願いします。

登録に関する問い合わせはどこにすればよいですか。

スキー岡山の最終ページに問い合わせ先を掲載していますので参照願います。